

## 児童館・放課後児童クラブの指定管理委託について

塩竈市では、下記の施設・業務について質の向上とサービスの拡大を図るため、専門的なノウハウを持つ事業者へ、管理運営に関する業務を一括して指定管理者制度を導入する取組を進めております。

### 1. 指定管理の対象施設と開設時間

#### (1) 児童館

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時

土曜日 午前 8 時 30 分から正午

#### (2) 放課後児童クラブ (6 校 12 クラブ)

月曜日～金曜日 午後 1 時 00 分から午後 6 時 30 分

土曜日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分

学校休業日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分

### 2. 指定管理者の選定方法

プロポーザル (企画提案) 方式

### 3. 指定管理の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 4. 管理運営の基本方針

#### (1) 地域交流促進事業

児童館利用者や仲良しクラブ利用者と地域の人々が連携し、地域コミュニティの活性化とボランティア活動団体等の育成支援による地域世代間交流や学生ボランティアの受け入れによる生涯学習などを実施すること。

#### (2) 学習習慣の定着

児童の基本的な生活習慣を育成するための一環として、学習習慣の定着を図ること。学校における放課後の学習活動や生涯学習活動等と連携し、新しい学びの機会の提供を行うこと。

#### (3) 支援を要する児童の受入

障害児等、支援を要する児童の仲よしクラブへの受入については、事業運営に大きな支障をきたす場合を除き受入れること。

また、療育も希望する保護者には、放課後等デイサービスなどの情報提供を行うとともに、放課後等デイサービスを利用する児童に対しては、当該施設と連携を図りながら適切な保育を提供すること。

#### (4) 職員の研修

職員の資質を高めるために、施設の管理運営に必要な研修計画等を提案し、それに基づいて実施すること。

仲良しクラブ従事者については、放課後児童支援員に必要な研修を積極的に受講させるなど専門性を携えた人材を育成すること。特に、支援を必要とされる児童を指導するにあたっては、専門職員として専門的な知識を携えた人材を育成すること。

#### 5. 指定管理者選定のスケジュール

平成 28 年 9 月 市議会 予算及び条例の議決

保護者説明会

平成 28 年 10 月 指定管理者の公募開始

平成 28 年 11 月 申請業者によるプレゼンテーション・候補案の選定

平成 28 年 12 月 市議会 指定管理者の指定の議決

指定管理者との仮協定書締結

平成 29 年 3 月 指定管理者との本協定書締結

平成 29 年 4 月 指定管理者による運営開始

※上記記載の内容は、すべて現時点での案となっております。

指定管理を実施するかどうかも含めて変更する場合がありますのでご注意願います。